

は、サルの捕獲や駆除という一般的な「猿害」対策ではなく、試行錯誤を伴いながらも電気柵の設置や野外博物館構想などのサルとの共存を目指す「息の長い取り組み」が続けられている。丸山は、そのような村民の対応は「観光資源としてのサルの価値や、単純な動物愛護の精神」からは説明できないとして次の2点を指摘する。一つは「サルが『土地のもん』である」ということ、つまり村民にとっては「『かわいい』からサルを大切にするのはなく、『そこにいる』から共存の対象として意識され」ていること、またもう一つは村民にとって「サルが抽象的なイメージではなく、実体を持った具体的な存在として意識されている」からこそ、そのような村民の対応がとられているのだと指摘する。(丸山, 1997: 160)

そのような村民の「猿害」に対する対応をふまえて丸山は結論部分で次のように述べる。「脇野沢村における人とサルの関係は、ある時は友好的であり、またある時は敵対的である。しかし、注目すべきことは友好・敵対という関係のあり方だけではない。その近さなのである。ここにみられる関係の『近さ』の持つ意義を再確認することが、今後の重要な課題であると意識される。関係性の近さが意味することは、必ずしも調和的で平和的な心地よさを伴う共存ではない。時には不快感や、葛藤も生じるであろう。しかし、その葛藤も含めた上に共存すべき自然が見出されるのである。」(丸山, 1997: 161)

では、この丸山の指摘はどのような解決の方向を導くのであろうか。世界遺産に登録された白山山地における入山規制問題を事例として鬼頭秀一が論じているように、現在の時点では、私たちはこの種の問題について人間と自然との「共存」をめざす現実的な解決策を一つしか見いだしてはいない。それは人間の領域と自然(サル)の領域を分離し人間とサルとが棲み分けを行うことである。たとえばユネスコの提唱するMAB(Man and Biosphere 邦訳「人間と生物圏」)計画はその典型である。MAB計画は人間の居住区とコアエリアとしての自然環境保存地区との間に緩衝地域である利用地区をおいている。(船橋晴俊, 1993; 鬼頭, 1995)それは人間と自然との距離をいわば遠隔化することによって自然保護を図ろうとする

発想なのである。ところが丸山は、村民のサルに対する対応は異なっていると主張する。それが村民と猿との「近さ」という指摘なのである。丸山自身の指摘はまだ具体的な政策というかたちをとってはいないが、村民と猿との関係の「近さ」を人間-自然関係の根柢に据えることによって遠隔化とはことなつたもう一つの政策の可能性を私たちに示唆しているのである。このフィールドでの発見にもとづく主張にこの論文の最大のみどころがある。

他方、自然環境保護問題を、丸山のように「そこに住む者」と自然との関わりを中心に検討するのではなく、「そこに住んでいない者」すなわち自然保護運動の「戦略」から検討しようとする研究がある。そのような研究として「そこに住んでいない者の権利—奄美『自然の権利訴訟』の意義と課題—」(渡邊洋之, 1998)を取り上げよう。

いわゆる奄美「自然の権利」訴訟は、アマミノクロウサギをはじめとする野生生物を原告とした裁判としてマスコミなどでは大きな反響をよんだ。野生生物を原告とする訴訟は、アメリカなどではすでに試みられていたが、日本の環境保護運動のなかで実践されるのは、この奄美のケースが初めてのことであったからである。渡邊は「この訴訟の環境問題解決の戦略としての意義と課題」について「社会的」に考察するとしている。(渡邊, 1998: 34)

事例となっているのは、奄美の二つの行政村におけるゴルフ場建設に伴う環境改変である。では渡邊は、このゴルフ場建設をどのような問題ととらえているのだろうか。彼は、地元住民からみて外部にあたる人々が、地域環境問題に対してどのように関与するのかという環境運動の「戦略」の問題と捉えているように判断される。この運動の担い手として取り上げられているのは、環境NGOである「環境ネットワーク奄美」という島内外の人々200名ほどで結成する団体である。論文のタイトルにある「そこに住んでいない者の権利」とは、この「環境ネットワーク奄美」の参加者たちが、自分たちと地域環境問題との関わりを表現するものなのである。

まず渡邊は、「そこに住んでいない者の権利」という自分の論文を、「そこに住む者の権利」(鳥越,